

## **資料 2**

### **標準仕様の構成（ツリー図）における論点**

# 1. ツリー図案の作成方法

APPLIC標準仕様をもとに作成したサンプル業務フローをもとに、5～8月に自治体・ベンダー調査を実施し、その結果を踏まえ事務局で見直しを行いました。ツリー図案への意見・質問等は第1回研究会及びワーキングチーム・ベンダー分科会で確認します。

## サンプル業務フロー構成（自治体・ベンダー調査実施時）

- ▶ 地域情報プラットフォーム標準仕様(APPLIC標準)に対し、事前準備で得た情報から一部内容を追加し作成 APPLIC標準への追加部分

No	レベル1	No	レベル2
1	資格異動	1	資格取得
		2	転入
		3	種別変更
		4	転出
		5	資格喪失（死亡）
		6	資格喪失（その他）
		7	追加・訂正・不在等 ※年金機構からの連絡分
2	免除管理	1	免除・納付猶予申請書受理・審査・進達
		2	学生納付特例申請書受理・審査・進達
		3	免除理由該当等届受理・審査・進達
		4	産前・産後免除申請書受理・審査・進達
		5	免除登録
3	付加登録	1	付加加入
		2	付加辞退
4	その他登録	1	受給年金登録
		2	他年金登録
		3	基金登録
5	進達報告・情報提供	1	進達報告
		2	所得情報提供（免除勧奨）
		3	所得情報提供（継続免除）
		4	所得情報提供（年金生活者支援給付金）
		5	所得情報提供（年金受給者）
		6	年金請求書等受理・進達
		7	手帳再交付申請書受理・進達
6	統計・報告	1	統計事務

※  
うち、機構  
への報告

## 標準仕様の構成（ツリー図）案

- ▶ 自治体・ベンダー調査結果を踏まえてツリー図案を作成

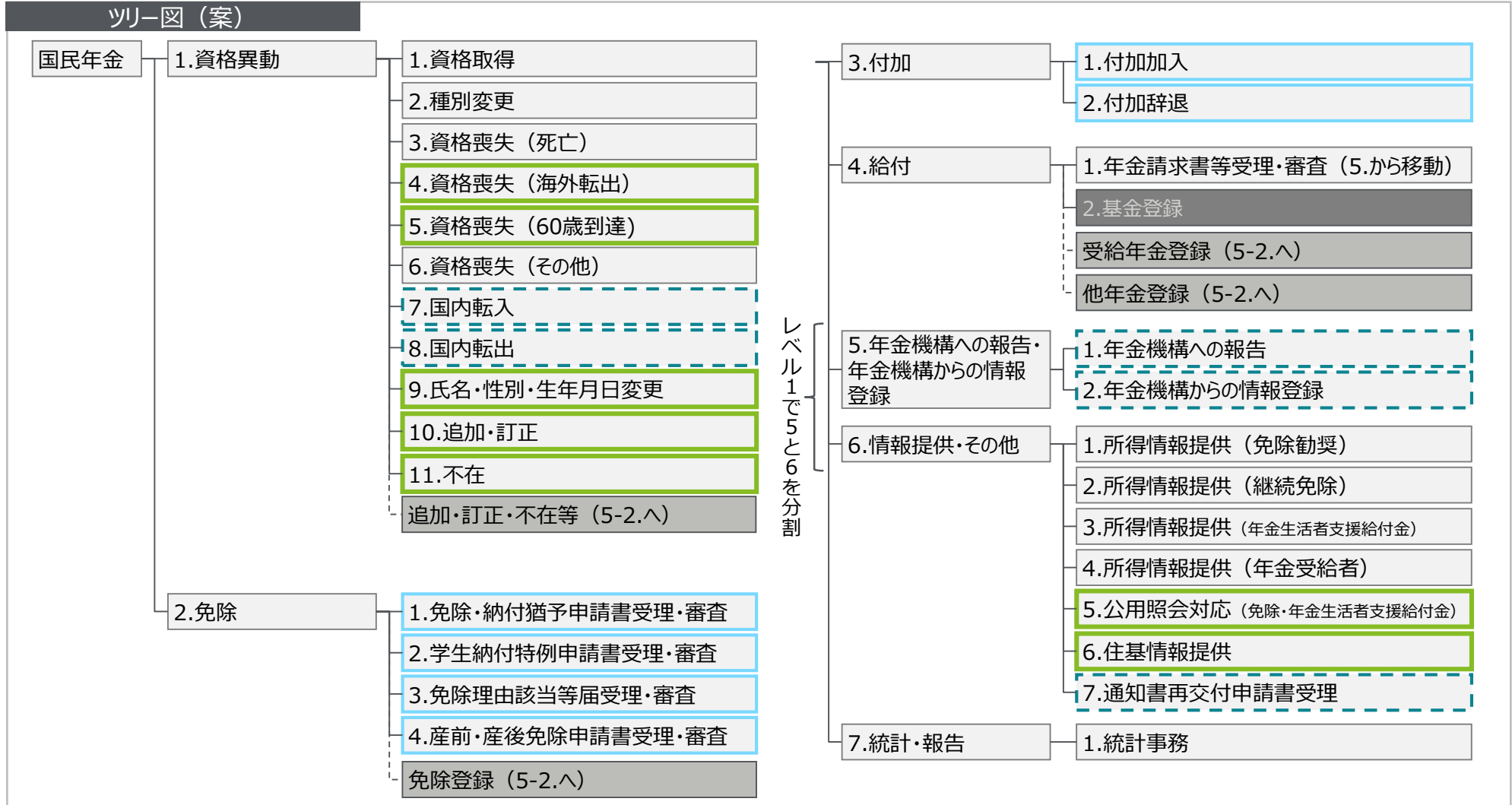
No	レベル1	No	レベル2
1	資格異動	1	資格取得
		2	種別変更
		3	資格喪失（死亡）
		4	資格喪失（海外転出）
		5	資格喪失（60歳到達）
		6	資格喪失（その他）
		7	国内転入
		8	国内転出
		9	氏名・性別・生年月日変更
		10	追加・訂正
		11	不在
5	年金機構への報告・年金機構からの情報登録	1	年金機構への報告
		2	年金機構からの情報登録

### APPLIC仕様⇒ツリー図案への主な考慮事項

- 自治体における業務実施状況
  - サンプルフローにない業務を実施している
  - サンプルフローの業務を複数の自治体の実施していない
- 年金機構への届出/報告の要否
- 住基システムとの連携による自治体国民年金担当の業務要否
- 事務起因が、被保険者・自治体・年金機構のいずれか（混在させない）
- 年金機構への報告業務・処理結果受領後の業務は、大分類No5にまとめる
- 年金手帳制度の見直し（令和4年4月施行）による基礎年金番号通知書への移行

# (補足) サンプル業務フロー一覧 (APPICベース) からツリー図への主な変更点

- : 自治体調査結果等を踏まえ、新たに追加
- : 自治体調査結果等を踏まえ、名称変更/ツリー分割
- : 分かりやすさの観点で一部を他フローへ統合 (年金機構からの情報登録事務)
- : 分かりやすさの観点で他フローへ統合 (年金機構からの情報登録事務)
- : 自治体で業務実施不要と確認し、削除



## 2. 本ワーキングチームにおける討議対象

事前にご確認したご意見については、以下の区分にて振り分けし、そのうち、「討議」とするものについて議論を進めていきます

### 頂戴したご意見の区分と取り扱いの考え方

No.	ご意見区分		取り扱い方針	ご意見総数
1-1	討議事項	ワーキングチーム	✓ ワーキングチーム（本会合）において討議する	28
1-2		ベンダー分科会	✓ ベンダー分科会において討議する	6
2	指摘	—	✓ ご指摘を踏まえ、ツリー図あるいは業務フロー等を修正する（事務局にて修正後、次回ワーキングチーム及びベンダー分科会に先立ち提示、確認依頼予定）	15
3	質問	—	✓ 事務局にてご回答を作成、別途、ご提示	5

本日の討議対象

※その他、ツリー図における討議事項に関する意見が7件

### 3. 討議事項一覧

ツリー図に関する討議事項は次の8項目となります

詳細については配布したツリー図もあわせてご確認ください、適宜、参照しながら検討を進めます

区分	内容	
討議事項	共通①	✓ 機構への送付/情報登録について「5.1 年金機構への報告」及び「5.2 年金機構からの情報登録」に全て含めることに対する是非
	共通②	✓ 2021年度より実施していない業務の範囲
	共通③	✓ 個別の調査依頼は「6.5 公用照会対応」に含めるか公用照会に含めるか
	共通④	✓ 法制度が異なる年金生活者支援給付金は分割して記載すべきか
	個別①	✓ 住民記録システムとの連携に関する要件
	個別②	✓ 年金機構が個人番号連携により所得情報等を把握する運用とするか
	個別③	✓ 年金生活者支援給付金の依頼データに含まれることを前提に、「6.4 所得情報提供（年金受給者）」を削除することの是非
	個別④	✓ DV管理業務の位置づけとシステム要件（システムにて実現が必要な事項）

## (補足) 討議事項以外の項目

討議事項以外の指摘、質問については、以下の件数をいただいています

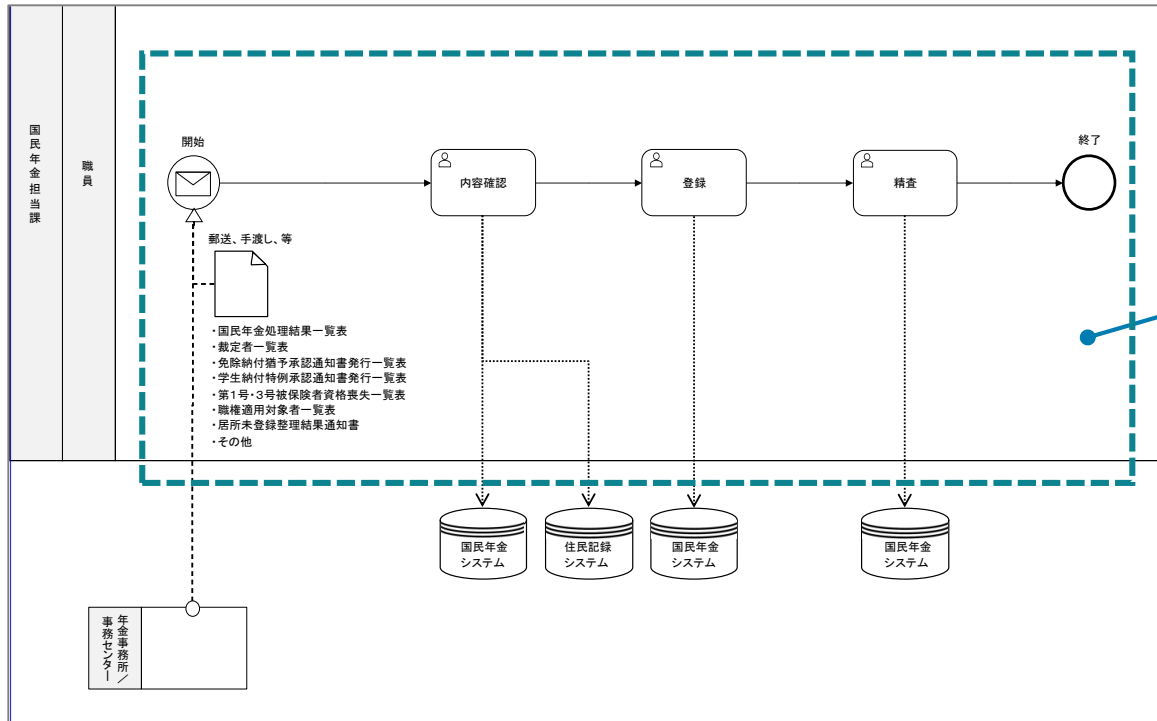
区分			計	
討議事項			<b>34</b>	
指摘	①ツリー図の見直し	1.3.資格喪失（死亡）	1	
		1.6.資格喪失（その他）	2	
		1.7.国内転入	1	
		1.9.氏名・性別・生年月日変更	3	
		4.1.年金請求書等受理・審査	1	
		6.6.住基情報提供	1	
	②業務フローの見直し	1.1.資格取得	2	
		2.1.免除・納付猶予申請書受理・審査	1	
		2.2.学生納付特例申請書受理・審査	1	
		2.3.免除理由該当等届受理・審査	2	
	<b>計</b>			<b>15</b>
	質問			<b>5</b>
	業務フローにて討議			<b>7</b>
<b>合計</b>			<b>61</b>	

## 4. 討議

### 4-1. 共通①年金機構への送付/情報登録業務の集約可否

年金機構への情報提供及び情報を受領して登録する業務に関し、フローの類似性及び作成経緯から「5.1年金機構への報告」及び「5.2年金機構からの情報登録」に記載をまとめた点について、ワーキングチームにて討議した結果を確認します

フロー：5.2.年金機構からの情報登録



現状のフロー整備の考え方

- ✓ 「年金機構からの受領物の情報登録」はフロー5.2に全て包含する
- ✓ 対象となる受領物についてはフロー内に記載

【論点①】

- 違いは「帳票」「帳票に応じたシステム操作・項目」のみであり、業務の大きな流れは上記に相違ないと整理できるか

【論点②】

- 大きな流れは同じであれば、フロー内の説明を充実させることを条件に、一フローでよいか（追記すべき対象物は右記を参照）
  - その場合、さらに追記すべき事項はなにか

- ✓ 一連の業務は一フロー内に記述する方向で検討する（フロー作成にあたり、あるべき姿を描くための基準を定めフローを整理する）

ご意見

- ✓ 個々の事務フローを5にまとめるのは大まかすぎるのではないか
- ✓ 住民から受付、受理・審査し、機構へ送付後、機構から結果を受領し、処理結果をシステムに登録するまでが一連の業務である

## (補足) 登録業務における対象

年金機構から情報を受領、登録する業務は複数の分野（業務フロー）にまたがっています

### 登録業務における対象物

業務			様式名	
1	資格異動	1-1	資格取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>20歳到達予定者一覧</li> <li>職権適用一覧表</li> </ul>
		1-5	資格喪失	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1号・第3号被保険者資格喪失一覧表</li> </ul>
		1-11	不在	<ul style="list-style-type: none"> <li>居所未登録整理結果通知書</li> </ul>
2	免除	2-1	免除・納付猶予申請書受理・審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>免除・納付猶予承認（却下）通知書発行一覧表</li> </ul>
		2-2	学生納付特例申請書受理・審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生納付特例承認（却下）通知書発行一覧表</li> </ul>
		2-3	免除理由該当等届受理・審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>免除理由該当・消滅処理結果一覧表</li> <li>保険料納付申出一覧表</li> </ul>
		2-4	産前・産後免除申請書受理・審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>産前産後免除該当一覧表</li> </ul>
3	付加	3-1	付加加入	<ul style="list-style-type: none"> <li>付加保険料納付申出（該当）書</li> </ul>
		3-2	付加辞退	<ul style="list-style-type: none"> <li>付加保険料納付辞退申出（非該当）</li> <li>付加保険料納付該当・辞退該当の処理結果一覧表</li> </ul>
4	給付	4-1	年金請求書等受理・審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>裁定者一覧表</li> </ul>
5	年金機構への報告・ 年金機構からの情報登録	5-2	年金機構からの情報登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金処理結果一覧表</li> </ul>

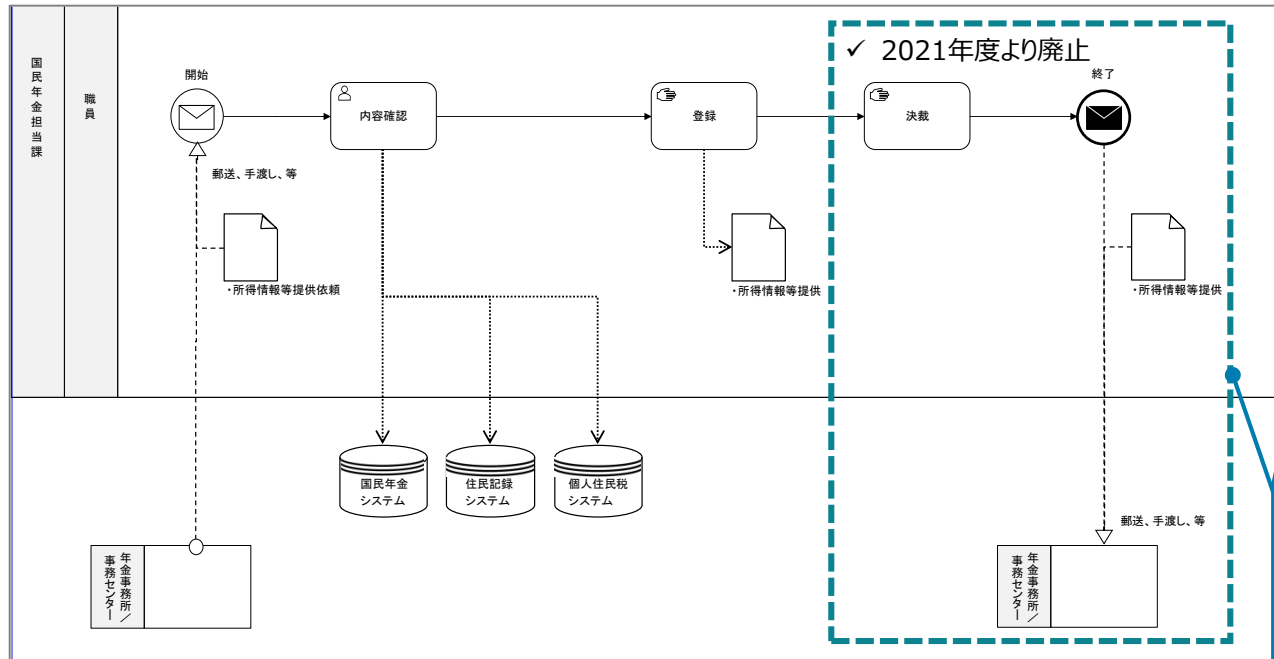


# 4. 討議

## 4-2. 共通② 2021年度より実施していない業務の取り扱い

免除勧奨及び継続免除のための年金機構に対する所得情報提供は2021年度より行われなため当該業務を未実施とするか、その場合のツリー図上の位置づけ（ツリー図から削除するか）の整理について、ワーキングチームにて討議した結果を確認します

フロー：所得情報提供



業務		2021より未実施
6-1	所得情報提供(免除勧奨)	○
6-2	所得情報提供(継続免除)	○
6-3	所得情報提供(年金生活者支援給付金)	—
6-4	所得情報提供(年金受給者)	—

### 【論点】

- 2021年より未実施の2業務を不要（フローから削除）するか、その場合、ツリー図そのものを削除するか

- 個別に依頼が発生する可能性はないか、発生時も公用照会にて対応可能か

✓ フローの記載は残すこととする  
(情報連携ができず、情報提供依頼が発生するケースがある)

## 4. 討議

### 4-3. 共通③個別の調査依頼を公用照会に含めることの是非

各種所得情報提供においては、業務運用の見直しに伴い、対応不要となる作業が複数発生するため、残る個別照会について6.5.への集約可否を討議予定でしたが、共通②にて6.1.及び6.2.は残すこととしたため、本項目は論点から除外しました

#### 現行ツリー図案

業務	照会対象	コメント
6.1. 所得情報提供 (免除勸奨)	免除勸奨	・ 2021年度より所得情報提供は実施していない
6.2. 所得情報提供 (継続免除)	継続免除	(同上)
6.3. 所得情報提供 (年金生活者支援給付金)	年金生活者支援給付金	・ 年金機構にて個人番号連携で所得情報を把握する運用に変更 (後述)
6.4. 所得情報提供 (年金受給者)	年金受給者	・ 6-3の業務に含まれる
6.5. 公用照会対応 (免除・年金生活者支援給付金)	免除・年金生活者支援給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の3点を想定               <ol style="list-style-type: none"> <li>年金生活者支援給付金 所得・世帯状況届</li> <li>免除・納付猶予申請書 (市区町村確認書)</li> <li>学生納付特例申請書 (市区町村確認書)</li> </ol> </li> </ul>

#### 見直し後 (案)

業務	照会対象	コメント
6.1. 所得情報提供 (年金生活者支援給付金)	年金生活者支援給付金 「所得情報提供 (年金受給者)」は討議⑧にて確認	・ 年金機構にて個人番号連携で所得情報を把握する運用に変更 (後述)
6.2. 公用照会対応 (免除・年金生活者支援給付金)	免除・年金生活者支援給付金	・ 左記の3点に加え、旧6-1,2の個別照会もここに含む

#### 【論点】

- 個別の所得情報提供依頼を公用照会へ集約するか
  - 個別依頼が発生することは見込まれるか、その場合、既存の公用照会のフロー及び様式にて対応可能か

年金生活者支援給付金 所得・世帯状況届



免除・納付猶予申請書 (市区町村確認書)



学生納付特例申請書 (市区町村確認書)



- その他、フロー上、考慮すべき作業はあるか (電子媒体作成等)

✓ 論点から除外 (共通②にて6.1.及び6.2.は残すと整理したため)

## 4. 討議

### 4-4. 共通④法制度が異なる業務（年金生活者支援給付金）の記載単位

年金生活者支援給付金については、厳密には国民年金と異なる法律に基づく制度であることから、ツリー図としては分けて記載すべきとのご意見を踏まえ、運用とツリー図上の取り扱いについてワーキングチームにて討議した結果を確認します

#### 請求書に係る業務

#### 国民年金法

	業務	業務内容	帳票
1-9	氏名・性別・生年月日変更	住民からの異動届（氏名,性別,生年月日変更）により、資格情報登録を行う。	
4-1	年金請求書等受理・審査	住民からの請求により、年金請求書等を受理・審査を行う。	年金請求書,未支給年金・未支払給付金請求書,国民年金死亡一時金請求書
-	裁定結果の登録	結果を受付簿に記載（登録）する。	裁定者一覧表

#### 年金生活者支援給付金の支給に関する法律

	業務	業務内容	帳票
現状は4に含む	年金生活者支援給付金請求書の受理・審査・送付	住民からの請求により、年金生活者支援給付金請求書を受理・審査・登録し、送付する。	年金生活者支援給付金請求書
	認定結果の登録	「認定結果一覧表」より、結果を受付簿に記載（登録）する。	認定結果一覧表 受付簿

#### 【論点】

- 法令違いに起因する業務の違いはあるか（意識して表現すべきことはなにか）
- APPLICにおける整理（区別していない）を踏まえ、国年標準化ではどう扱うか

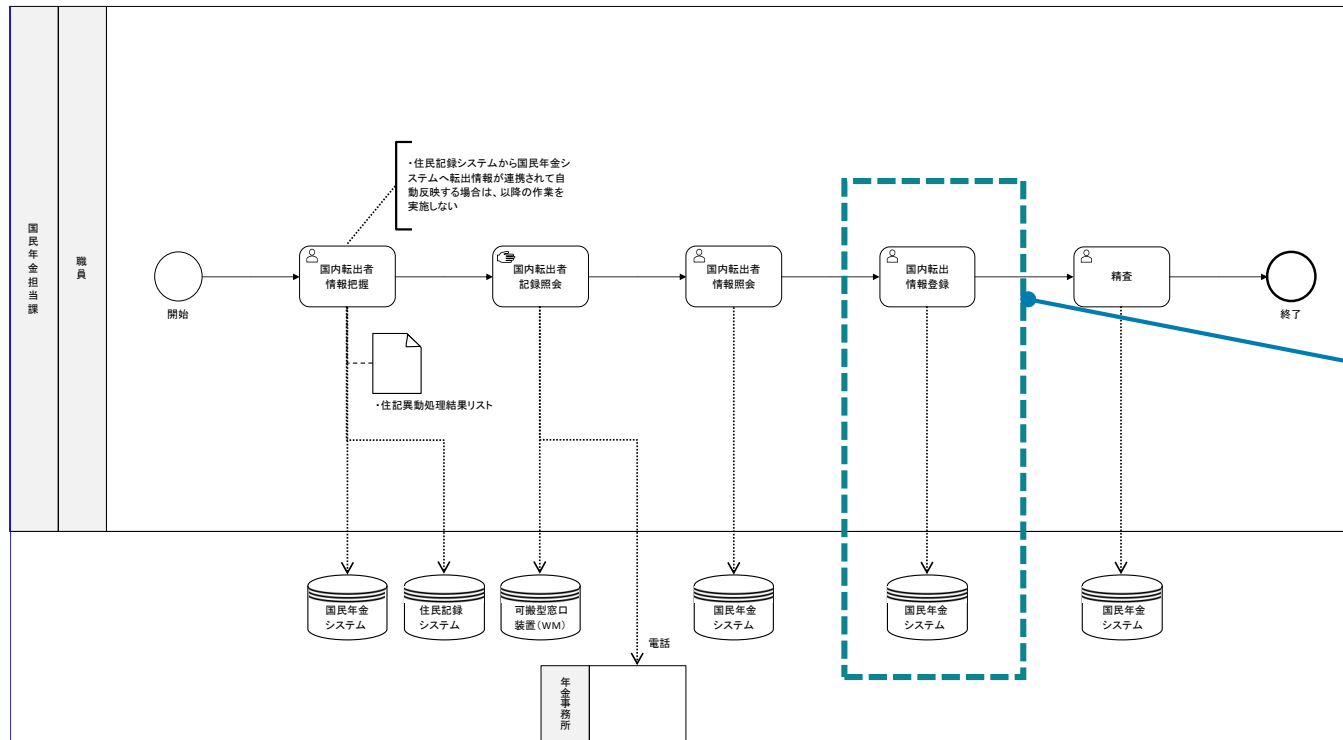
✓ ツリー図／業務フローは分割する

## 4. 討議

### 4-5. 個別①国内転出における住民記録システムとの連携

年金機構に対し転出情報を報告する運用が廃止になることから、当該報告を前提に実施していた「国内転出情報登録」業務を再考するとともに、本業務の運用とツリー図上の取り扱いについてワーキングチームにて討議した結果を確認します

フロー：1.4.転出



#### 背景

✓ 転出に係る年金機構への報告業務は実施しないこととなった

⇒ 報告に必要な作業として「国内転出情報登録」についても位置づけの見直しが必要

#### 【論点】

- 「国内転出情報登録」を不要（フローから削除）するか、その場合、ツリー図そのものから削除するか
  - 転出情報をどのように扱うか（業務目線でどう活用するか）
  - 住民記録システムとどう連携するか（住民記録システムとデータ連携or住民記録システムを参照）

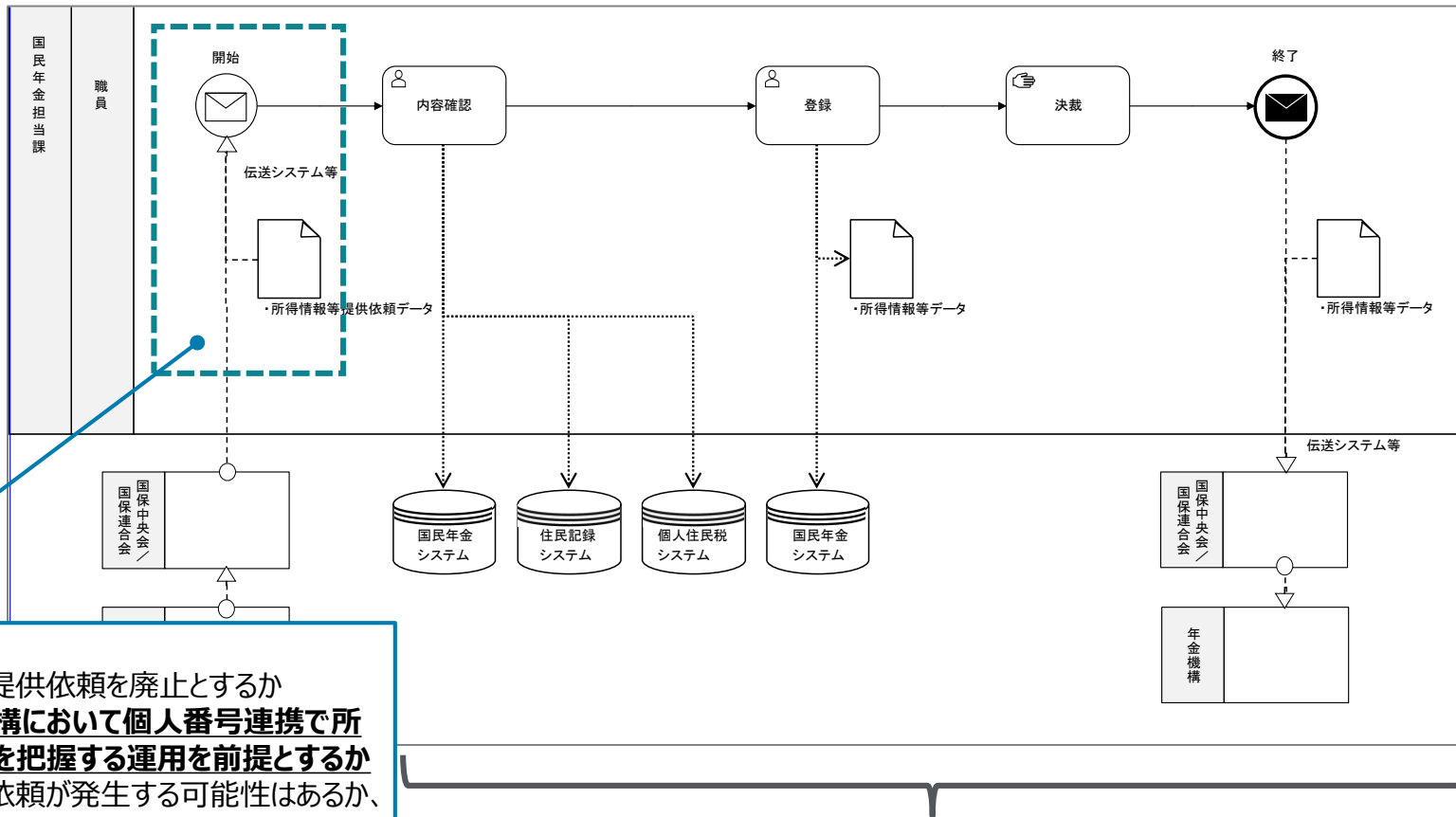
✓ フローの記載は残すこととする（住民記録システムとの連携を記載する）

## 4. 討議

### 4-6. 個別②年金機構における所得情報把握の運用

年金機構において個人番号連携で所得情報を把握する運用となる場合、自治体から年金機構へ所得情報を提供する運用を廃止できる可能性がある点を踏まえ、本業務の運用とツリー図上の取り扱いについてワーキングチームにて討議した結果を確認します

フロー：6.3.所得情報提供（年金生活者支援給付金）



#### 【論点】

- 所得情報提供依頼を廃止とするか
  - **年金機構において個人番号連携で所得情報を把握する運用を前提とするか**
  - 個別に依頼が発生する可能性はあるか、発生時は公用照会にて対応可能か

✓ フローの記載は残すこととする  
(連携開始時期が未定のため)

年金機構の「所得情報提供依頼」が廃止された場合、不要となる範囲  
(= ツリー図から削除するか?)

第1回ワーキングチーム（10/19）における討議結果

## 4. 討議

### 4-7. 個別③「所得情報提供（年金受給者）」の削除是非

「6.3.所得情報提供（年金生活者支援給付金）」及び「6.4.所得情報提供（年金受給者）」について、6.4.は6.3.に含まれるという指摘を踏まえ、ツリー図上の取り扱いについてワーキングチームにて討議した結果を確認します

ツリー図案（6.情報提供・その他を抜粋） ※事前配布版

事務		概要	(参考) 実施頻度
6.1.	所得情報提供（免除勧奨）	・ 年金事務所/事務センターからの免除勧奨の為の調査依頼に対し、国民年金被保険者等の所得情報提供を行う。	年1回
6.2.	所得情報提供（継続免除）	・ 年金事務所/事務センターからの継続免除の為の調査依頼に対し、国民年金被保険者の所得等の所得情報提供を行う。	年1回
6.3.	所得情報提供（年金生活者支援給付金）	・ 年金機構からの年金生活者支援給付金請求の為の調査依頼に対し、国民年金被保険者の所得情報等の提供を行う。	年1回
6.4.	所得情報提供（年金受給者）	・ 年金事務所からの調査依頼に対し、年金受給者の所得情報提供を行う。	随時
6.5.	公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）	・ 年金機構からの個別の所得状況照会に対して回答（証明発行）を行う。	随時

#### 【論点】

- 6.3.所得情報提供（年金生活者支援給付金）に年金受給者を含む（フロー統合する）か
  - 年金生活者支援給付金の所得情報提供依頼に年金受給者分がの依頼が含まれるか
  - 実施タイミングが異なる（6.3.は年次、6.4.：随時）という点で、フローを分けるべきか
  - 特別徴収に係る所得情報提供は6.4.に該当する（6.3.には該当しない）か

✓ 6.3.と6.4.のフローは分けて作成する（法律や実施頻度も異なるため、フローは統合しない）

第1回ワーキングチーム（10/19）における討議結果

## 4. 討議

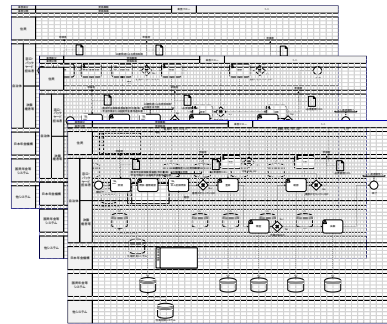
### 4-8. 個別④DV管理業務の位置づけと要件

DV管理業務について整理しておく必要があるとのご意見をいただいております。国年標準化の範囲において、どこまで整理をしておくべきか、ツリー図上の取り扱いも含め、ワーキングチームにて討議した結果を確認します

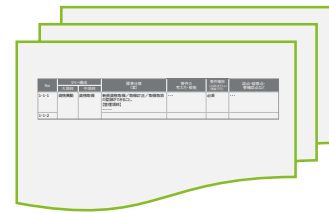
標準仕様書における作成物

ツリー図

業務フロー



機能要件



帳票要件



✓ 新たな業務として定義（ツリー図に追加）し、フローを作成

✓ 必要な機能や帳票を整理、要件に反映

#### 【論点】

- どこまでを標準仕様化するか（業務から定義 or 機能/帳票に絞り標準化）
  - 一業務として定義し、業務フローを策定できる内容か
  - 国民年金システムにおいて期待される機能は何か

✓ 機能要件以下、DV管理に必要な要件を定義（DV管理業務のツリー図/業務フローは整備しない）

第1回ワーキングチーム（10/19）における討議結果